

資産・事業承継対策に活用する民事信託

第6回

【信託の基礎と実践講座Ⅳ】

自社株と信託

2021年7月15日

株式会社継志舎

資産・事業承継対策に活用する民事信託（全12回）

回	開催日	テーマ
1	2月16日	【基礎講座】 資産管理と承継に信託をツールとして活用する
2	3月19日	【実践講座】 信託活用の検討から一気に広げる資産管理と承継のビジネス
3	4月15日	【信託の基礎と実践講座1】 資産管理における信託の使い方
4	5月18日	【信託の基礎と実践講座2】 資産承継における信託の使い方
5	6月15日	【信託の基礎と実践講座3】 不動産と信託
6	7月15日	【信託の基礎と実践講座4】 自社株と信託
7	8月24日	【信託の基礎と実践講座5】 金融商品と信託
8	9月16日	【アドバイザー必須講座】 資産管理と承継ビジネスに必要な傾聴力
9	10月15日	【活用事例講座】 教科書ではわからない信託の活用事例1
10	11月16日	【活用事例講座】 教科書ではわからない信託の活用事例2
11	12月14日	【特別編】 世にある民事信託の危ないと思われる点
12	1月18日	本講座のまとめと実践のポイント

今回

時間：16：00～17：00

<https://trcom2020.com/seminar/trust-seminar>

第5回講座の振り返り

土地と建物を信託財産とする信託

土地及びその定着物^{*}は、不動産とする（民法 第86条）

↓
建物

* 法律では、「建物」や「建築物」などそれぞれ定義がありますが、ここでは信託財産となりうる建物について考えます。

自用

所有者が居宅として利用する建物

賃貸用

所有者が他人の住居・オフィス・店舗として賃貸する建物

と

その建物が建っている土地

の信託

信託組成までのスケジュール

1. 委託者の意向把握

2. 家族状況の把握

3. 信託する 資産の状況把握

4. 委託者の意向をふまえた信託スキームの検討

5. 金融機関との交渉

信託口座開設 ・ 債務の取扱い・借入

6. 信託契約作成 公正証書に

不動産ならではの課題があり
難しい！！

第5回講座の振り返り

資産の状況把握で注意する点

【不動産登記簿謄本】

- 地目

「田」や「畑」となっていると、**地目変更しないと信託できません**

- 権利部（甲区）（所有権に関する事項）

所有者は誰か？ 単独所有か？ 共有者はいるか？

- 権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

抵当権の設定があるか？

- 抵当権者は、どの金融機関か？

信託に対応する金融機関か？

* 現在信託に対応する金融機関は全国で70程度

- 金銭消費貸借契約と返済計画書を確認する

連帯債務者、連帯保証人、現時点での債務残高を確認

資産の状況把握で注意する点

【固定資産税・都市計画税 課税明細書】

いわゆる「名寄帳」

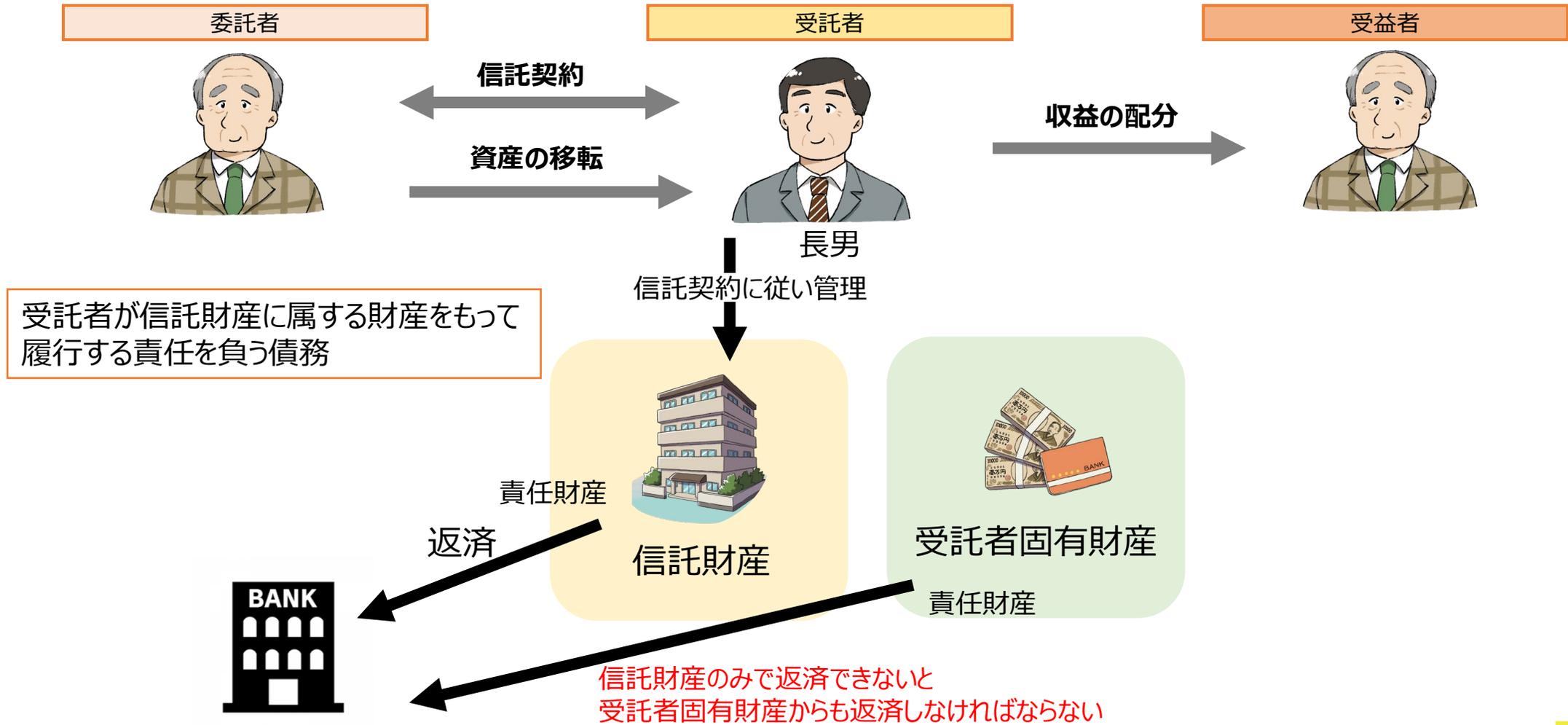
固定資産税評価額を確認します。

固定資産税評価額がわかれば、信託の設定コストを算出できます。

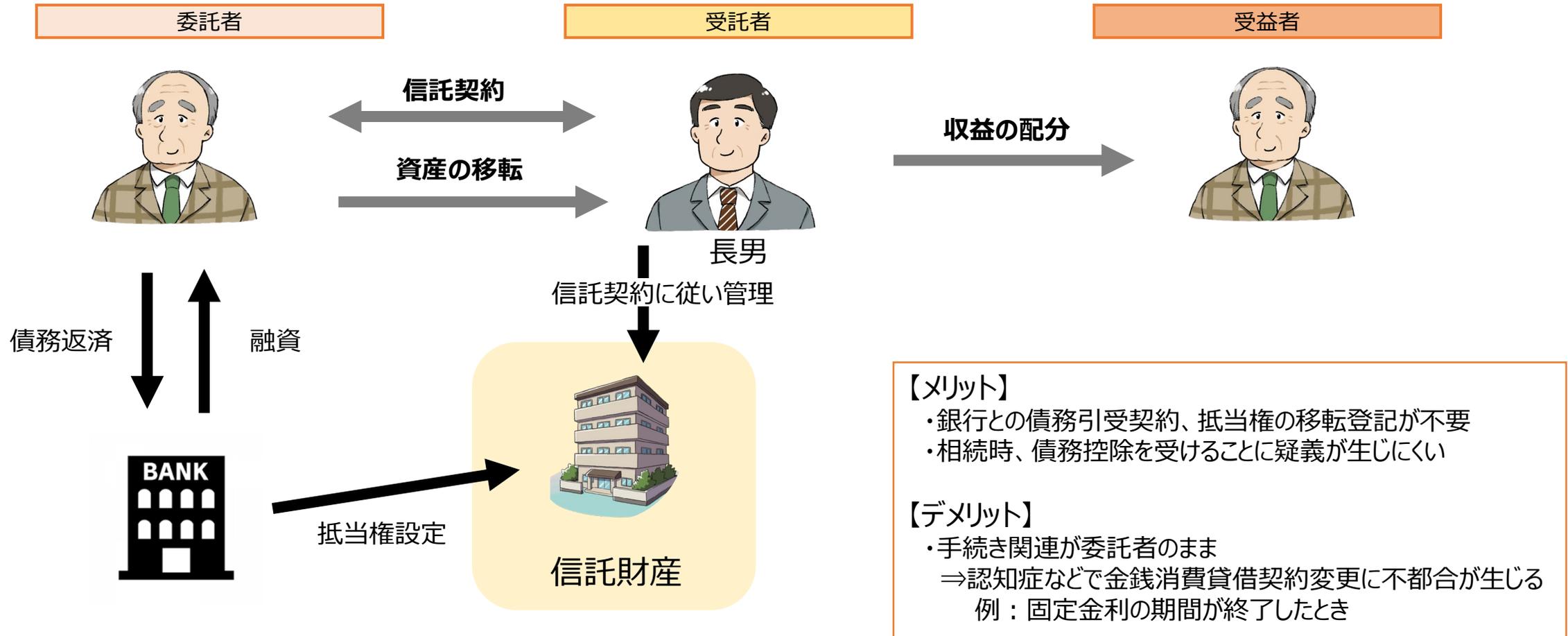
- 不動産の信託に必要な費用
 - 信託登記の登録免許税
 - 公正証書作成の公証人手数料
 - コンサルティング報酬
- 信託する資産額に連動するような報酬体系としていけば、不動産は固定資産税を一つの基準としている人が多いようです

第5回講座の振り返り

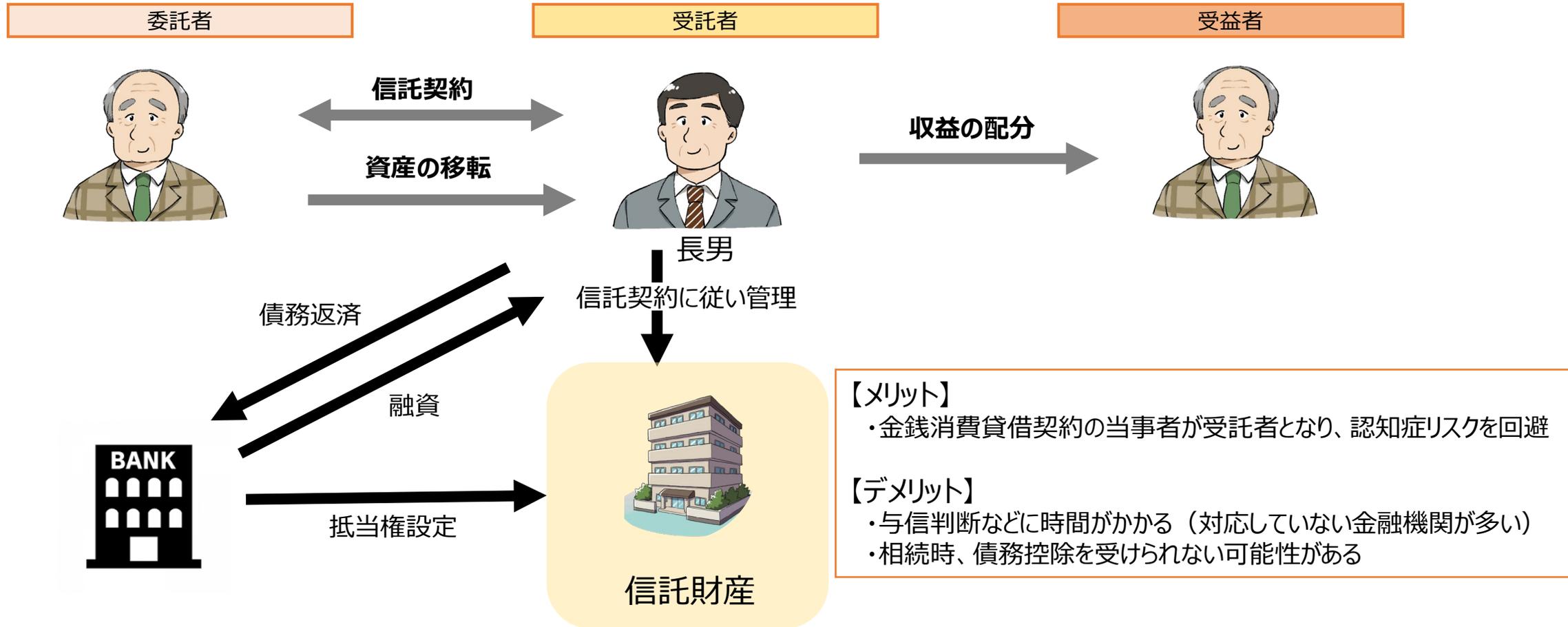
信託財産責任負担債務



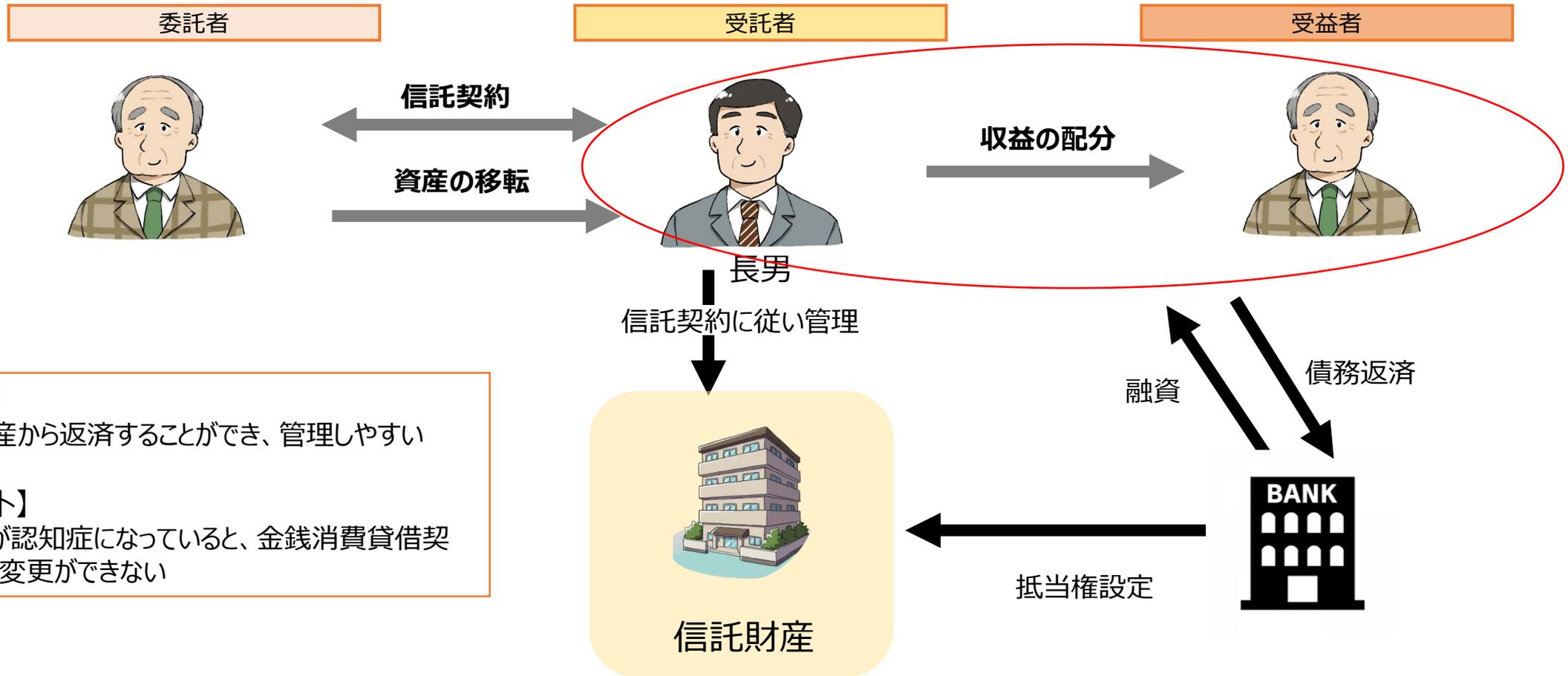
① 信託契約締結後も債務者は委託者のまま（信託財産責任負担債務としない）



②免責的債務引受



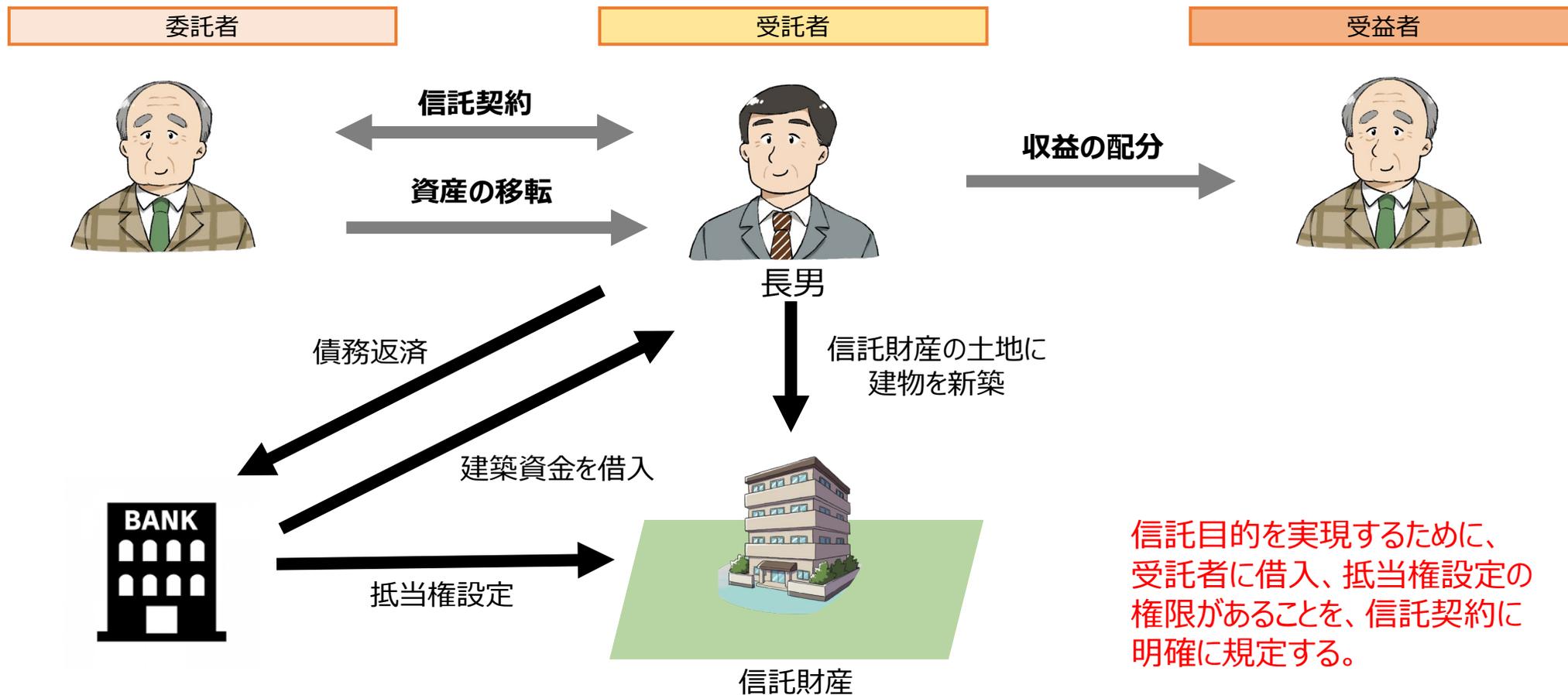
③重疊的債務引受（併存的債務引受）



【メリット】
・信託財産から返済することができ、管理しやすい

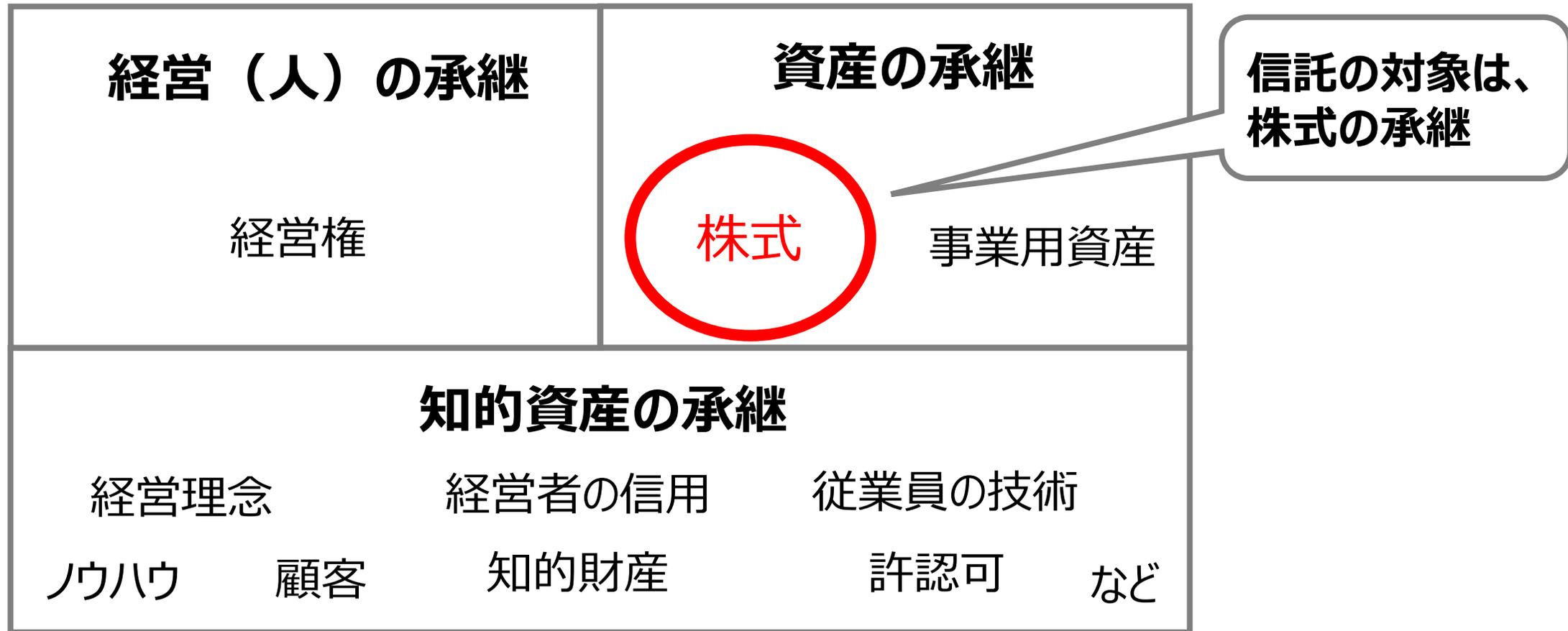
【デメリット】
・委託者が認知症になっていると、金銭消費貸借契約の条件変更ができない

信託内借入



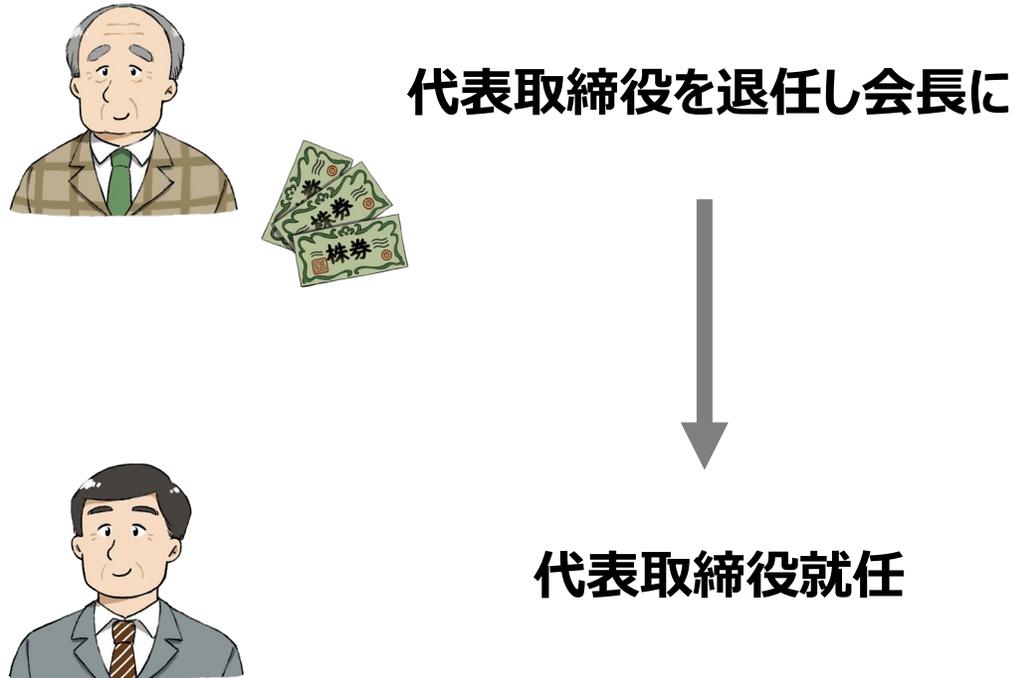
信託目的を実現するために、
受託者に借入、抵当権設定の
権限があることを、信託契約に
明確に規定する。

事業承継といっても、テーマはたくさんある



自社株を承継するタイミングは？

自社株は、いつ渡す？

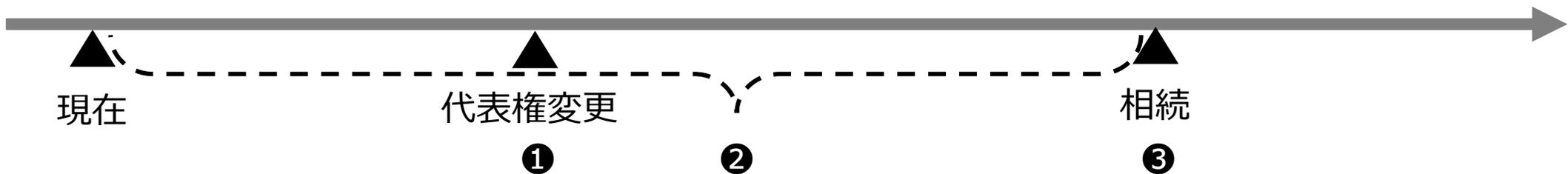


① 代表権変更時

② 生前に譲渡

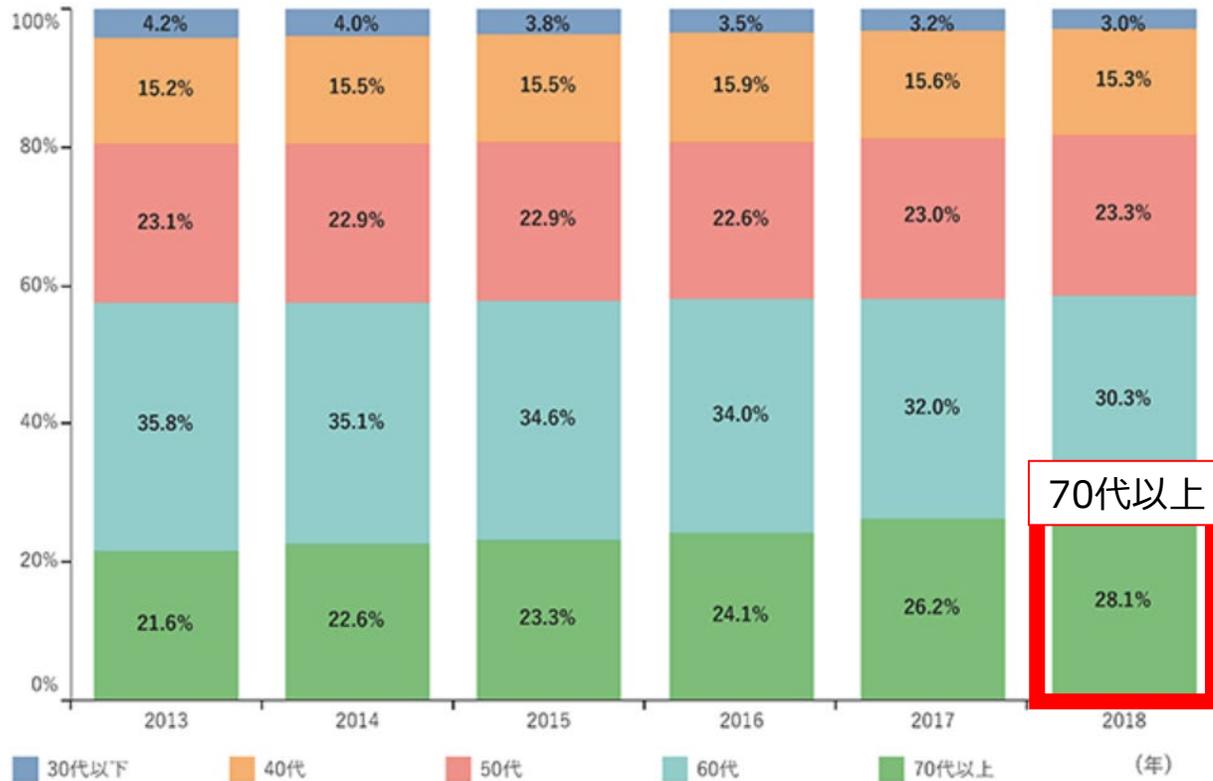
- ・有償 or 無償
- ・持株会社への譲渡

③ 相続発生時



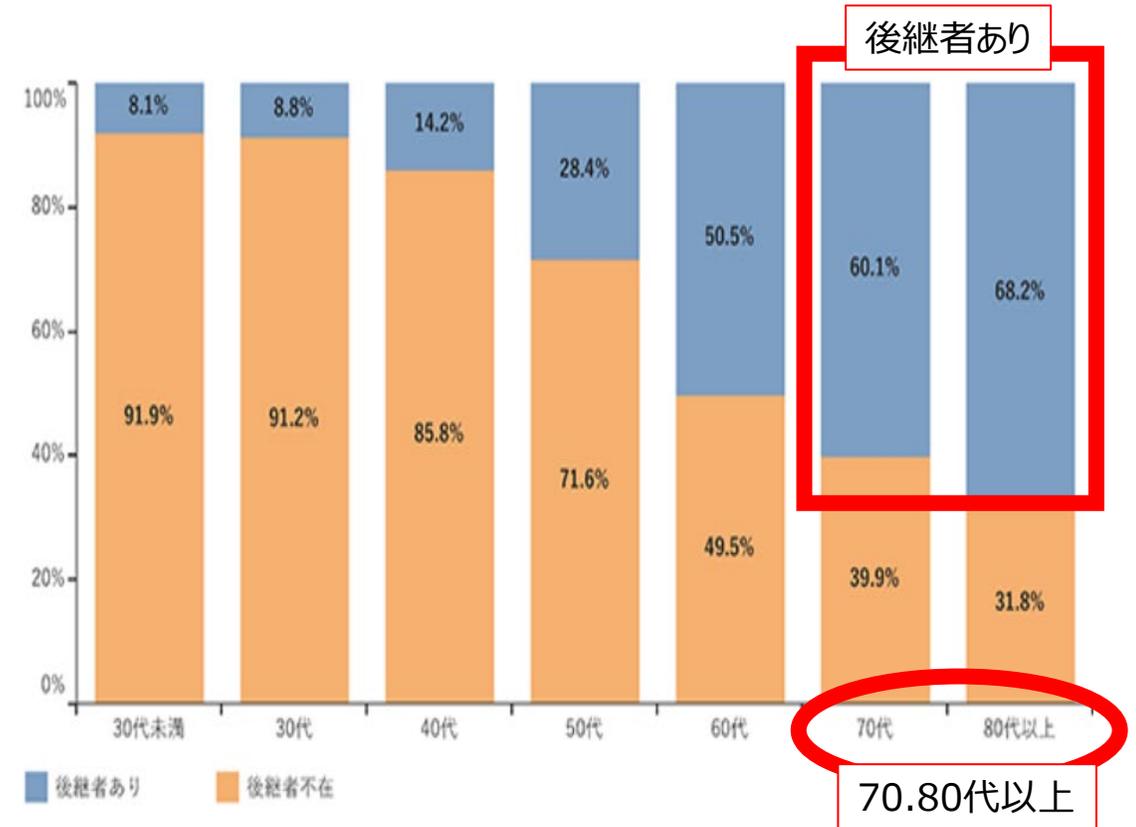
中小企業の社長の状況

社長の年齢分布



資料：(株)東京商エリサーチ「全国社長の年齢調査」

社長年齢別に見た、後継者決定状況



資料：(株)帝国データバンク「全国・後継者不在企業動向調査（2019年）」

事業承継では、何が苦勞するか？

事業承継を行う上で苦勞したこと、しそうなこと ～各上位10項目～

(%)

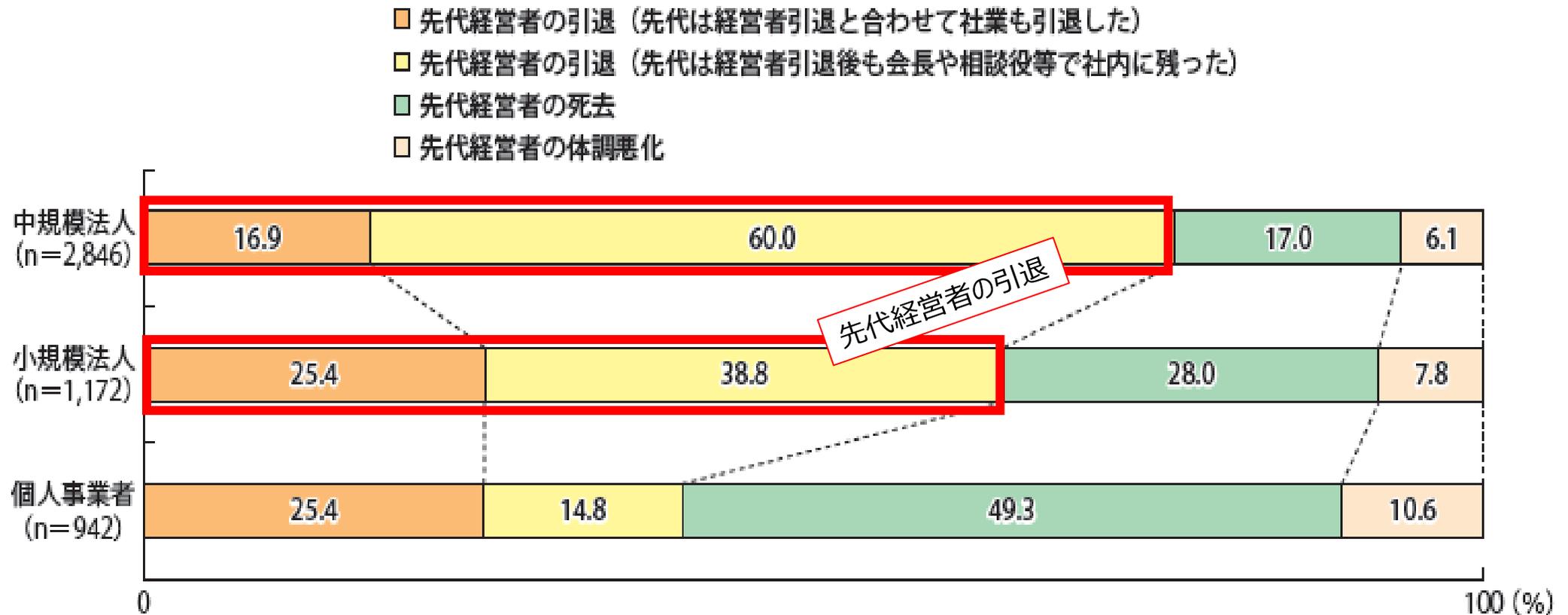
苦勞したこと			苦勞しそうなこと		
1	後継者の育成	48.3	1	後継者の育成	55.4
2	相続税・贈与税などの税金対策	31.7	2	後継者の決定	44.6
3	自社株など資産の取扱い	30.5	3	従業員の理解	25.5
4	後継者の決定	28.2	4	事業の将来性や魅力の向上	22.3
5	後継者への権限の移譲	26.4	5	自社株など資産の取扱い	19.6
6	従業員の理解	25.5	6	相続税・贈与税などの税金対策	19.0
7	事業の将来性や魅力の向上	21.8	7	承継前の経営者の個人補償や担保	17.9
8	事業承継に必要な情報の収集・知識の習得	20.4		後継者への権限の移譲	17.9
9	承継前の経営者の個人補償や担保	16.8	9	事業承継に必要な情報の収集・知識の習得	16.1
10	金融機関の理解	16.3	10	承継に必要な資金の確保	15.1

注：「苦勞したこと」の母数は、事業承継に対して「計画があり、進めている」「すでに事業承継を終えている」と回答した企業3,719社。

「苦勞しそうなこと」の母数は、事業承継に対して「計画はあるが、まだ進めていない」「計画はない」と回答した企業6,709社。

事業承継に関する企業の意識調査2020年 帝国データバンク より

事業を引き継いだきっかけ



資料：中小企業庁委託「企業経営の継続に関するアンケート調査」（2016年11月、(株)東京商工リサーチ）

(注) 1. 「中規模法人」は中規模法人向け調査を集計、「小規模法人」、「個人事業者」は小規模事業者向け調査を集計している。

2. 2代目以降の経営者と回答した者を集計している。

自社株について信託検討のポイント

★事業承継計画がある法人

⇒後継者に株式を移す際に**信託の利用が有効か**を検討する

★事業承継計画を作成していない法人

⇒企業オーナーの突然の死により、**株式承継に問題が生じるか**

⇒**承継先を誰にするのか**

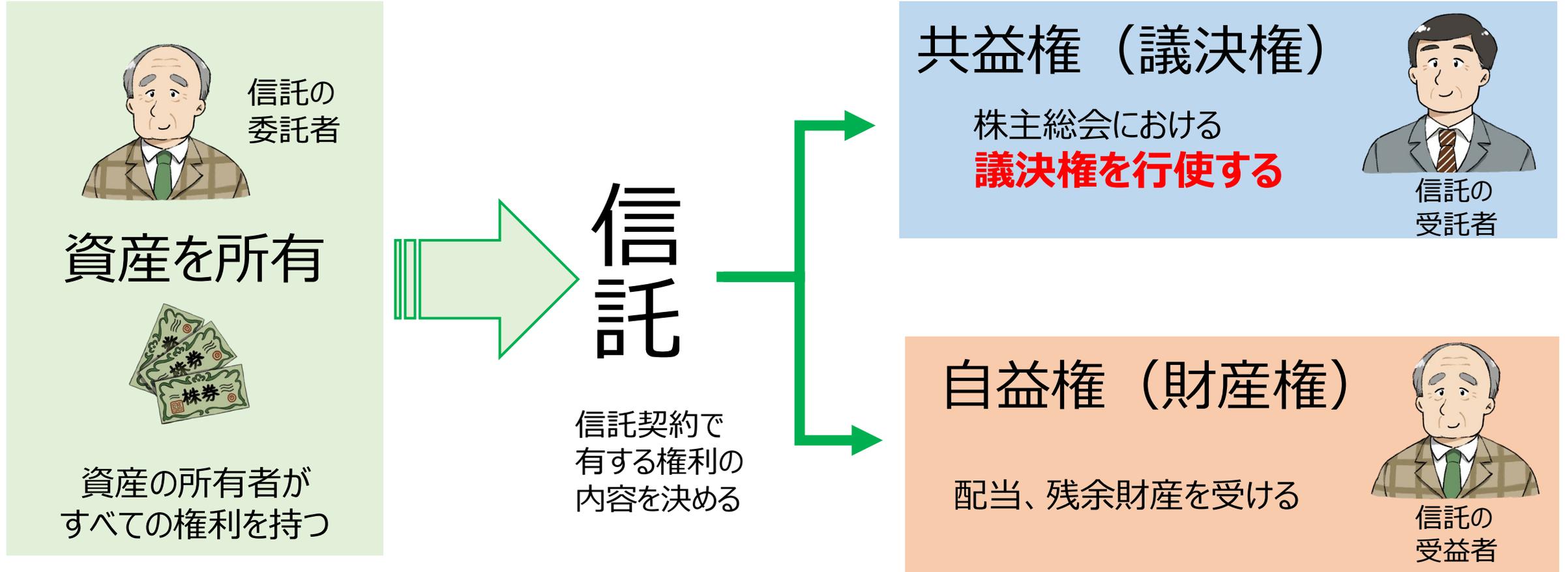
⇒**信託の利用が有効か**を検討する

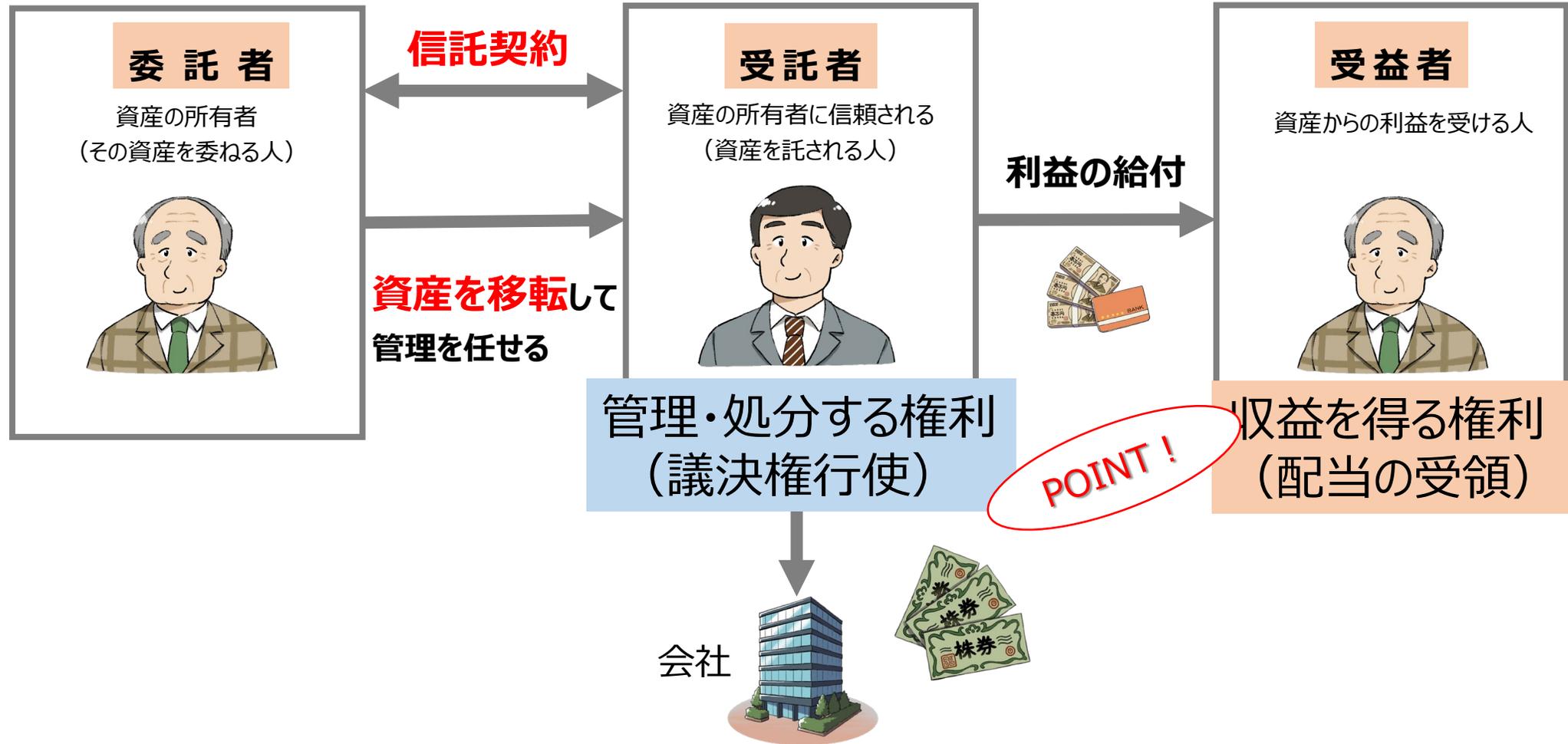
自社株信託は、信託の

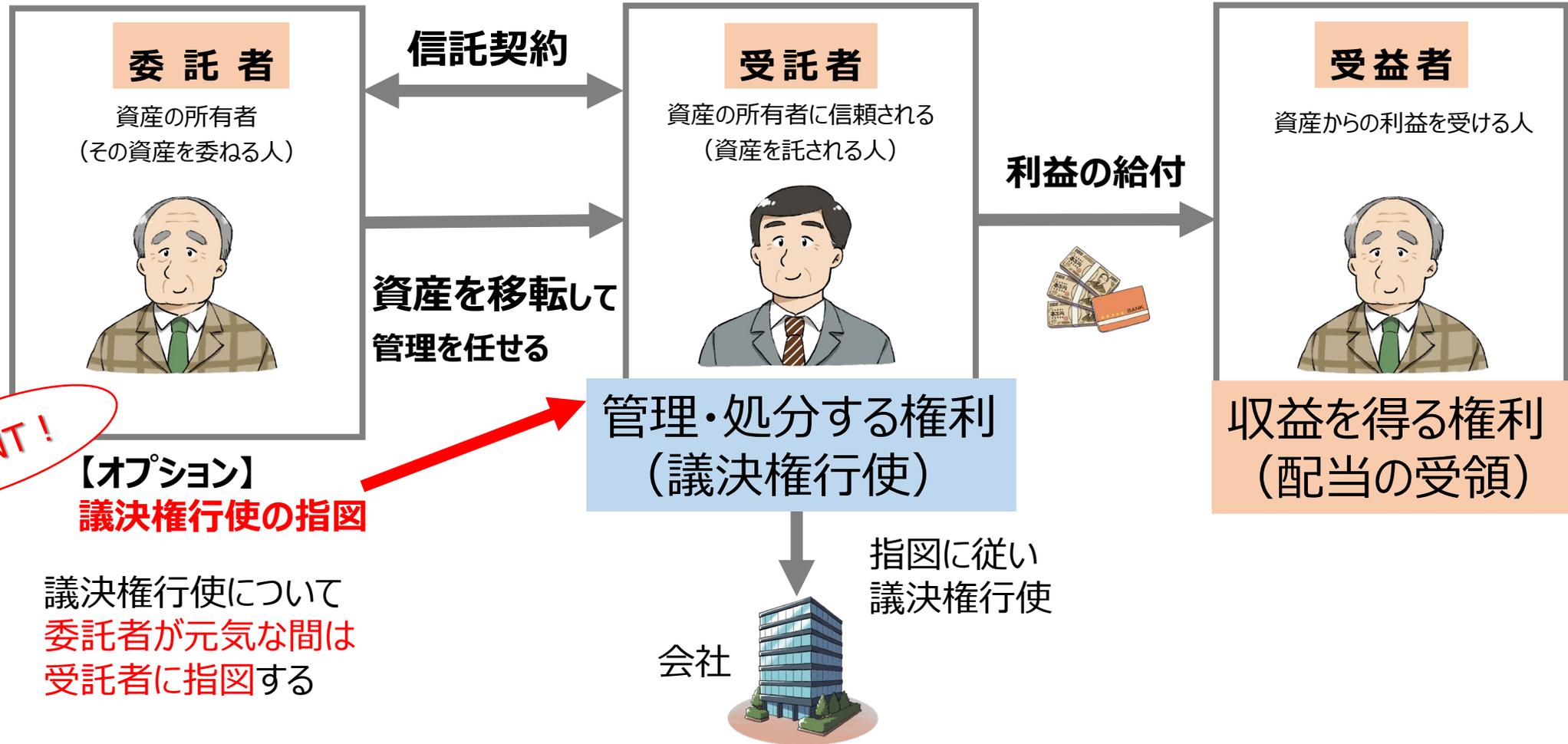
1. 分ける機能
2. 継ぐ機能
3. 指図権のオプション

を活用する

自社株の権利を分ける



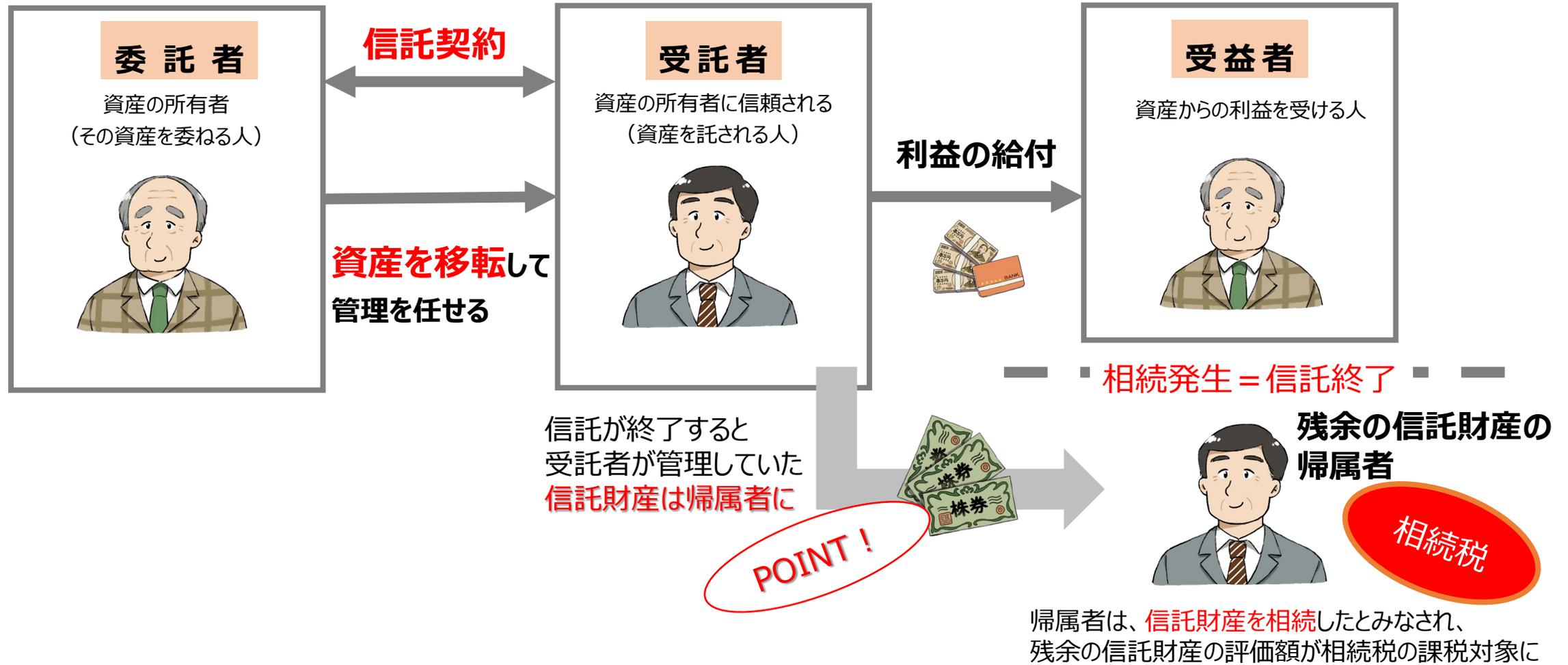




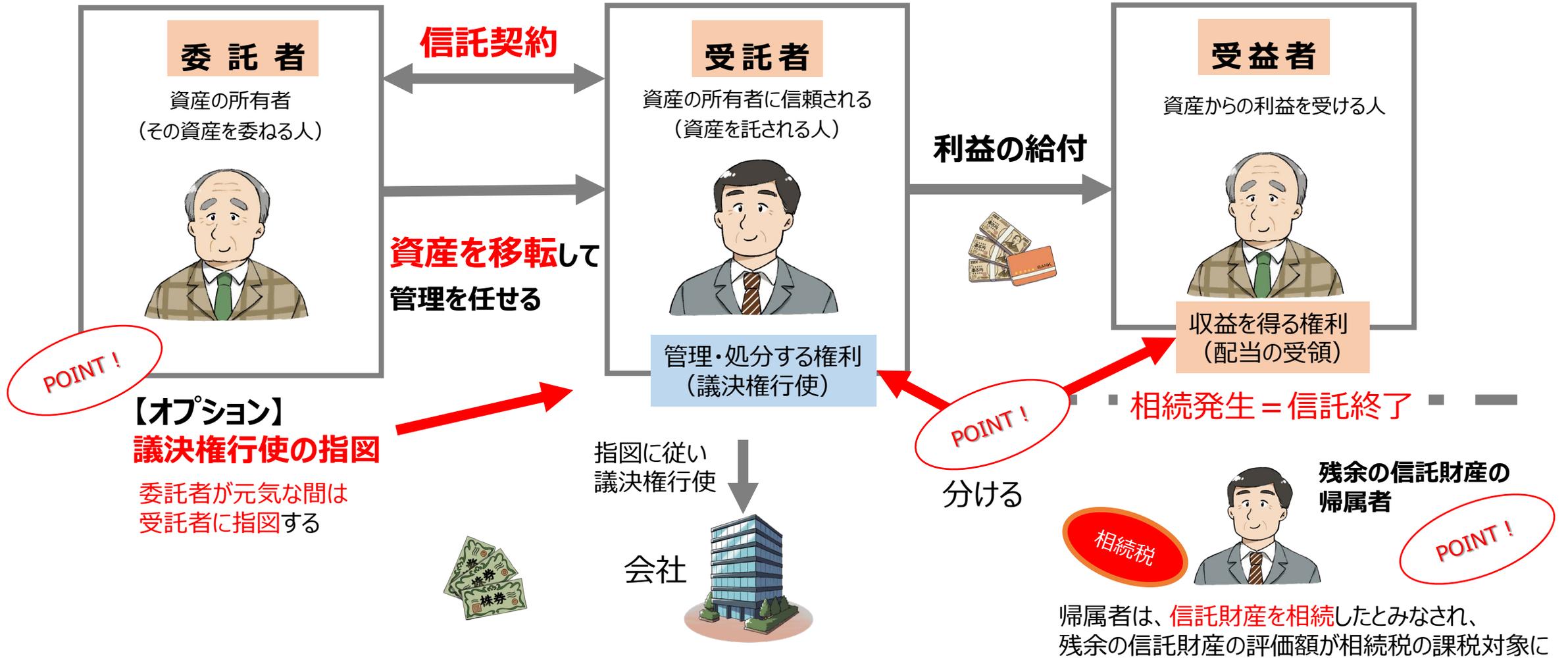
POINT !

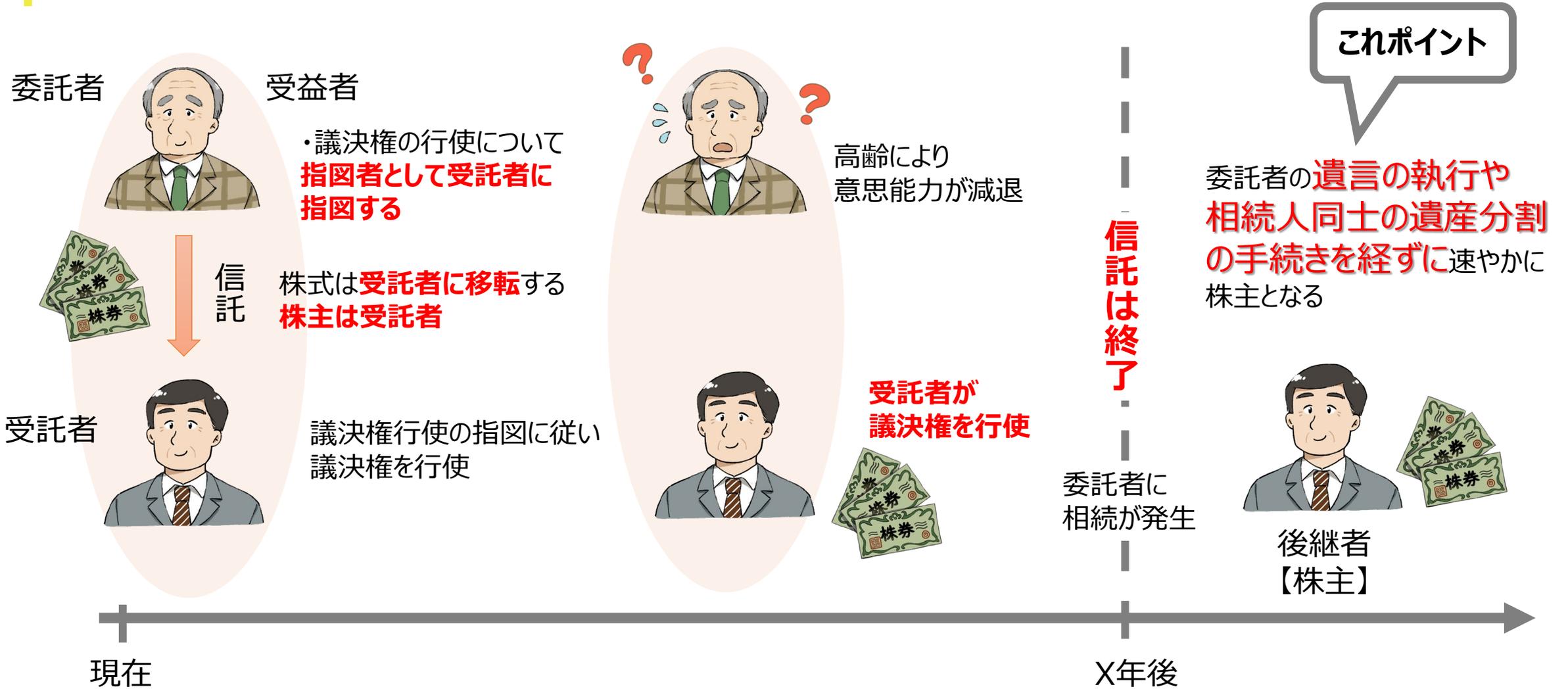
**【オプション】
議決権行使の指図**

議決権行使について
委託者が元気な間は
受託者に指図する



自社株信託のまとめ





自社株信託についてまとめると

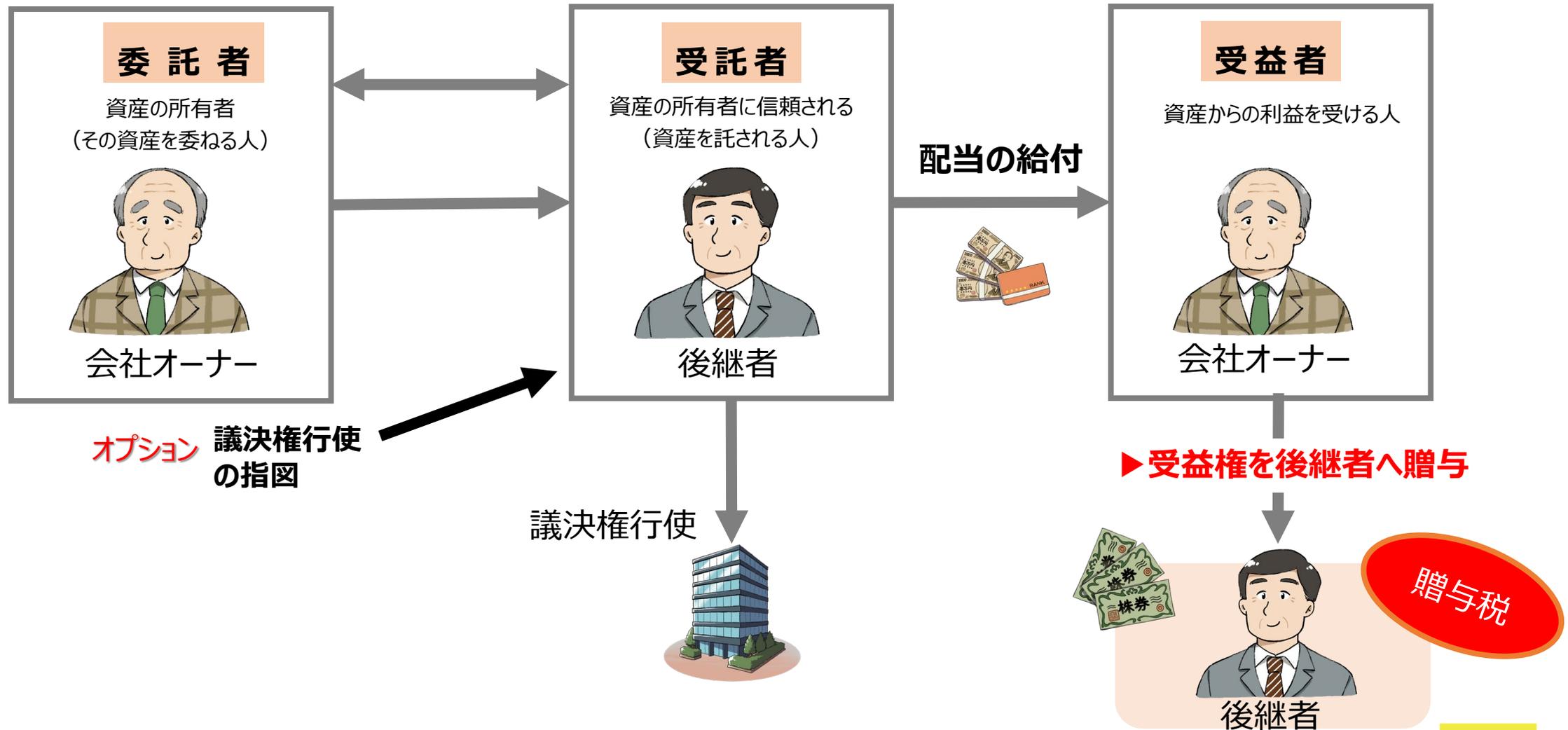
1. 自社株を受託者に移転することで**認知症のリスクを回避**する
2. 自社株が受託者に移転しても**贈与税は課税されない**
3. 中小企業オーナーが元気な間は**議決権の行使を指図**し、
高齢により意思行使が難しくなったときには受託者が議決権を行使
4. 中小企業オーナーが亡くなったときに、**遺産分割の手続きを経ずに**
自社株が後継者に速やかにわたる

自社株の承継において、

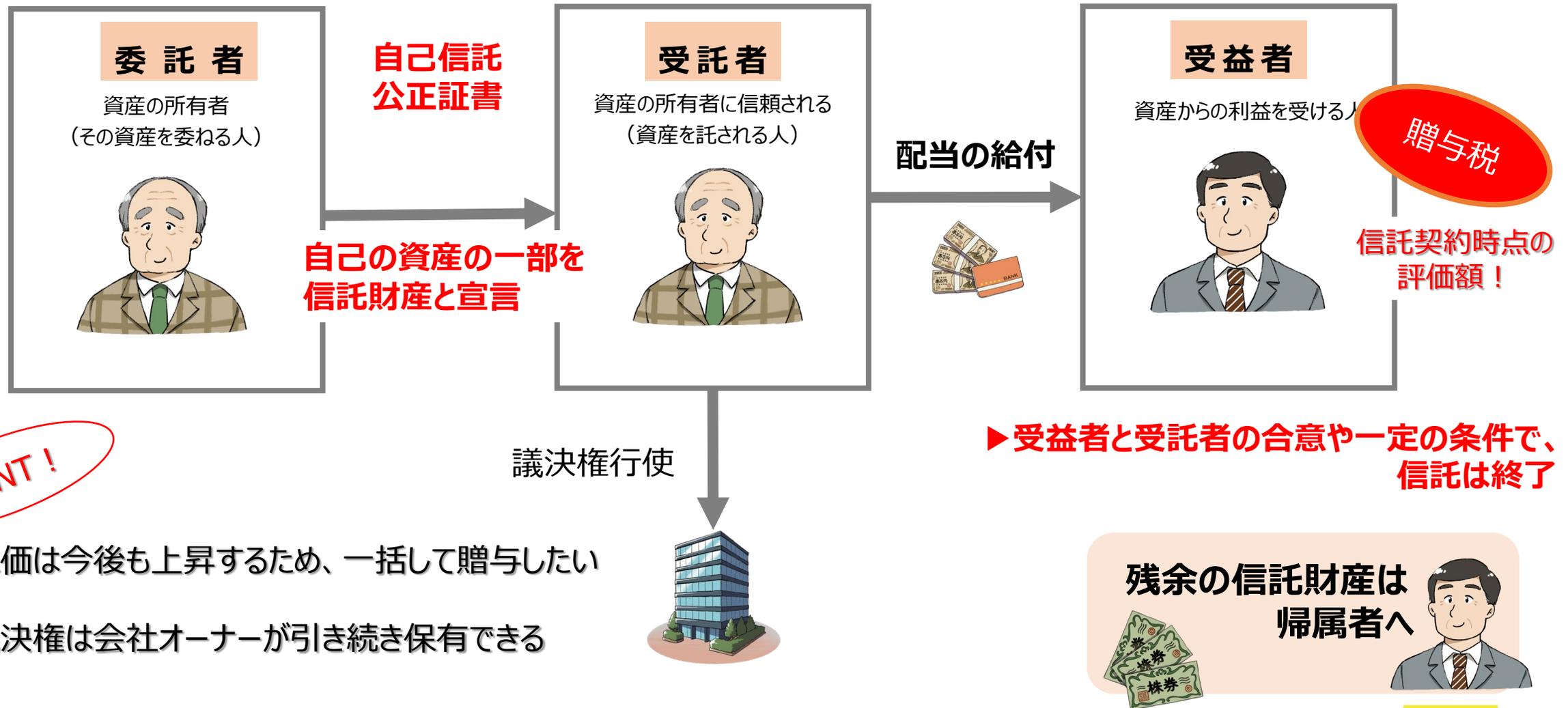
計画的に税対策をしたい

という希望に対応する信託の検討

受益権を贈与し、後継者も受益者に



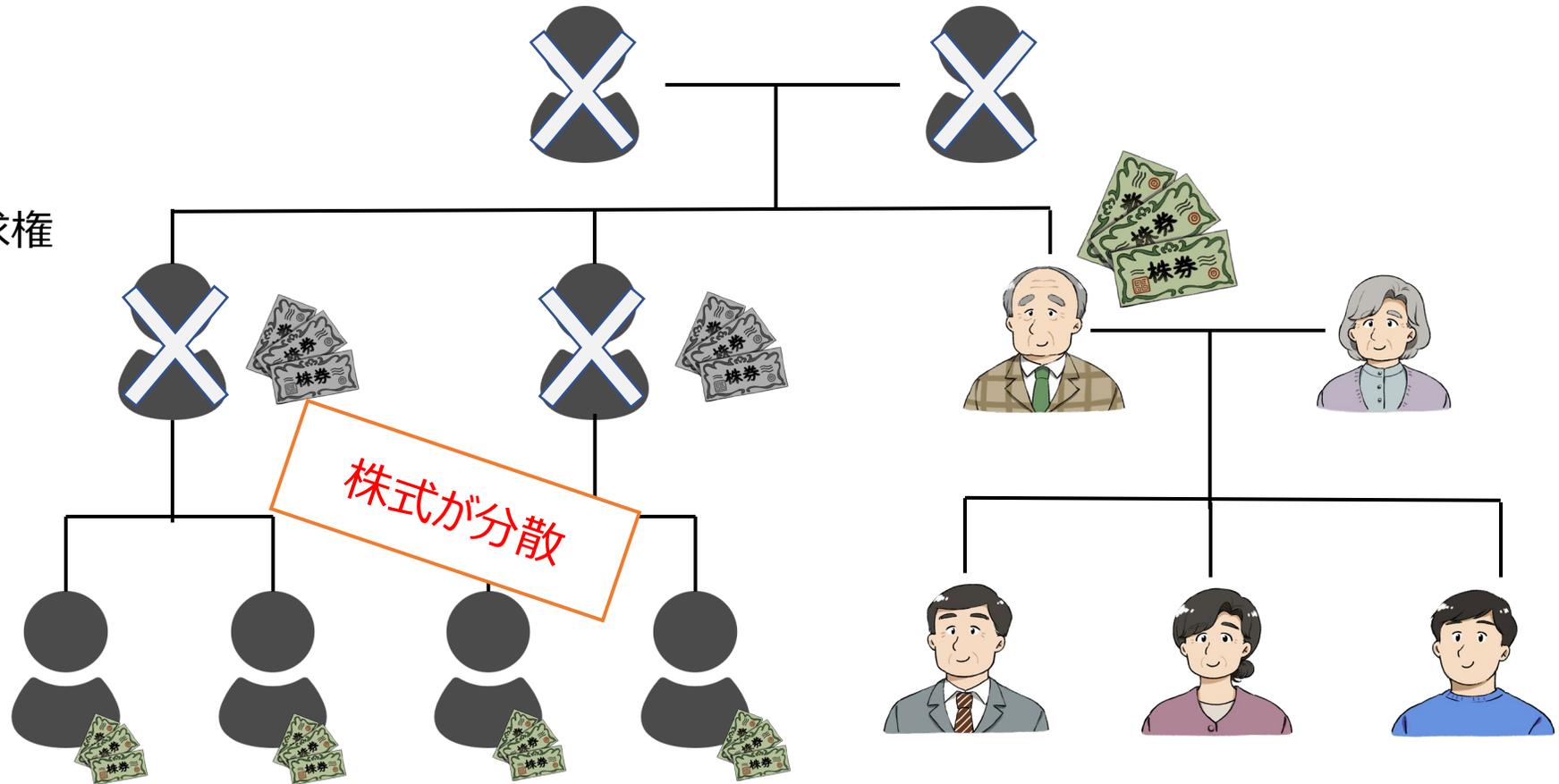
自己信託の活用

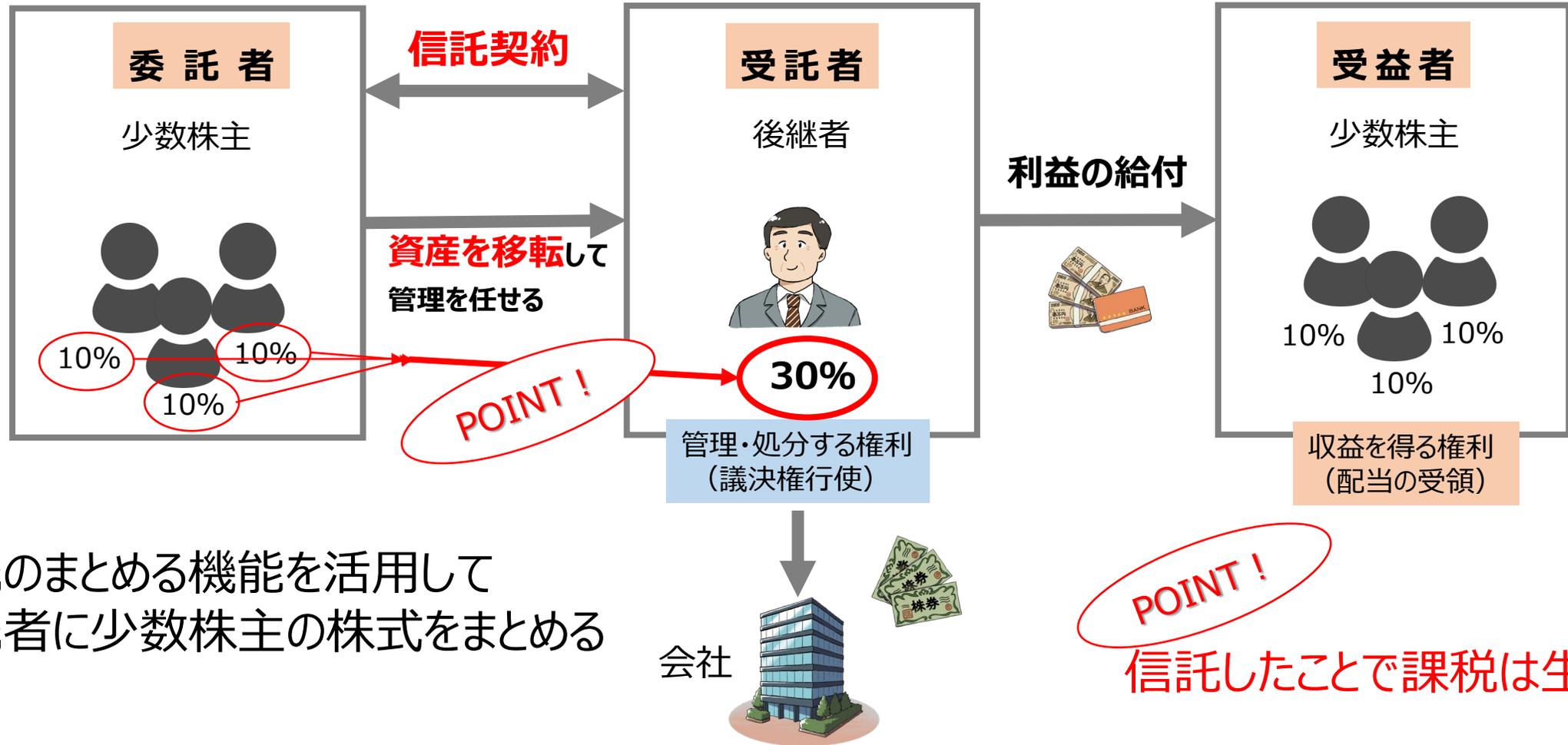


少数株主にも

- 株主総会招集権
- 帳簿閲覧権
- 取締役・監査役等解任請求権

親族とはいえ関係が薄い先に
引き継がれると**将来問題が!**





信託のまとめる機能を活用して
受託者に少数株主の株式をまとめる

POINT!
信託したこと課税は生じない

中小企業オーナーの個人資産のバランスシート (B/S)

自社株はまとめて
後継者に承継したいが
後継者以外の相続人の
遺留分の問題も?!

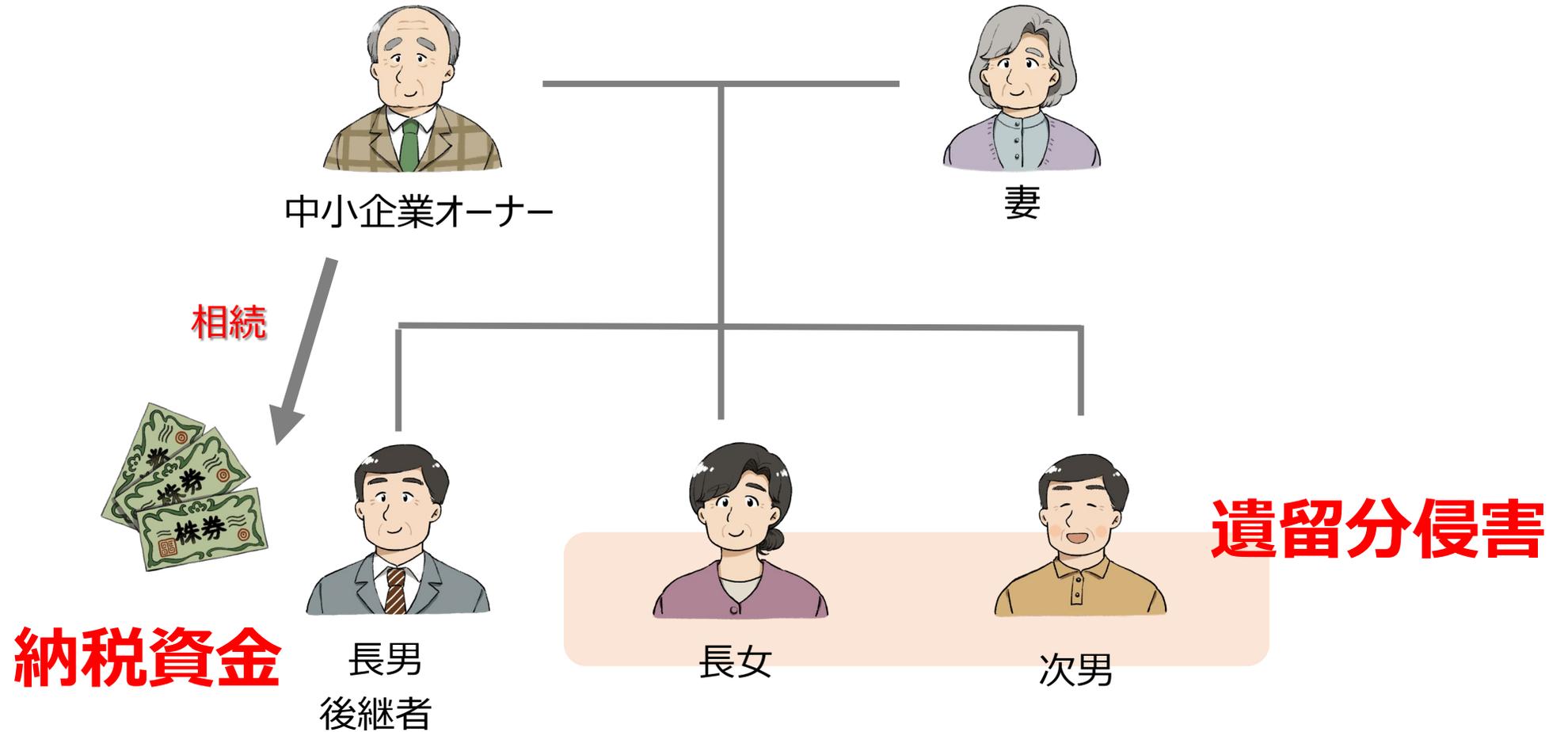
所有する資産に占める
割合が大きい

現預金	負債
中小企業オーナーが 所有する自社株	純資産
不動産	

相続税が高額になる!

株価が高くなり
相続税の課税対象となる
資産額は高くなっている

後継者に自社株を承継すると大きな問題が！



遺留分侵害について民法が変わっています

2019年7月より相続人の遺留分の問題は金銭で解決することになりました

遺留分を侵害された人は、遺留分を侵害した人に、
その**侵害額に相当する金銭の支払いを請求**
することができる

民法 第1046条

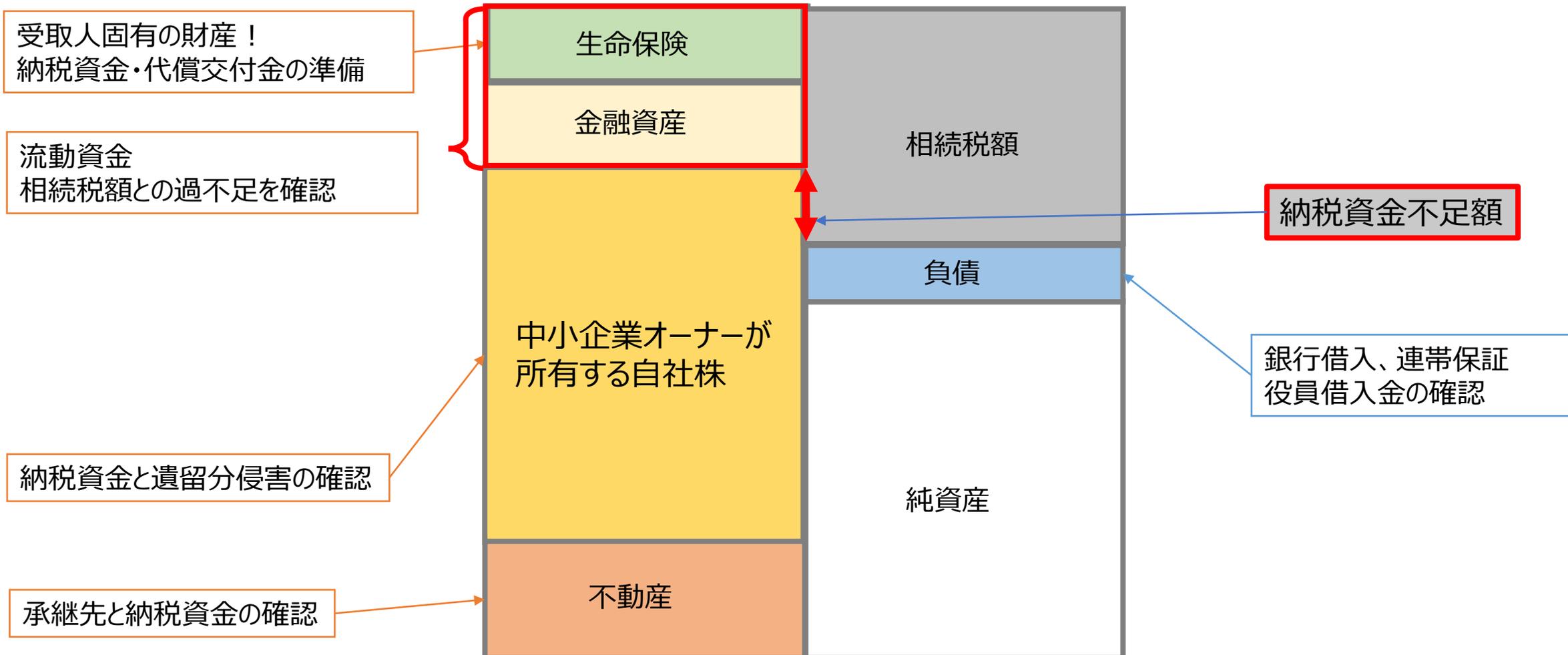


遺留分侵害額については、お金により解決
どうする？

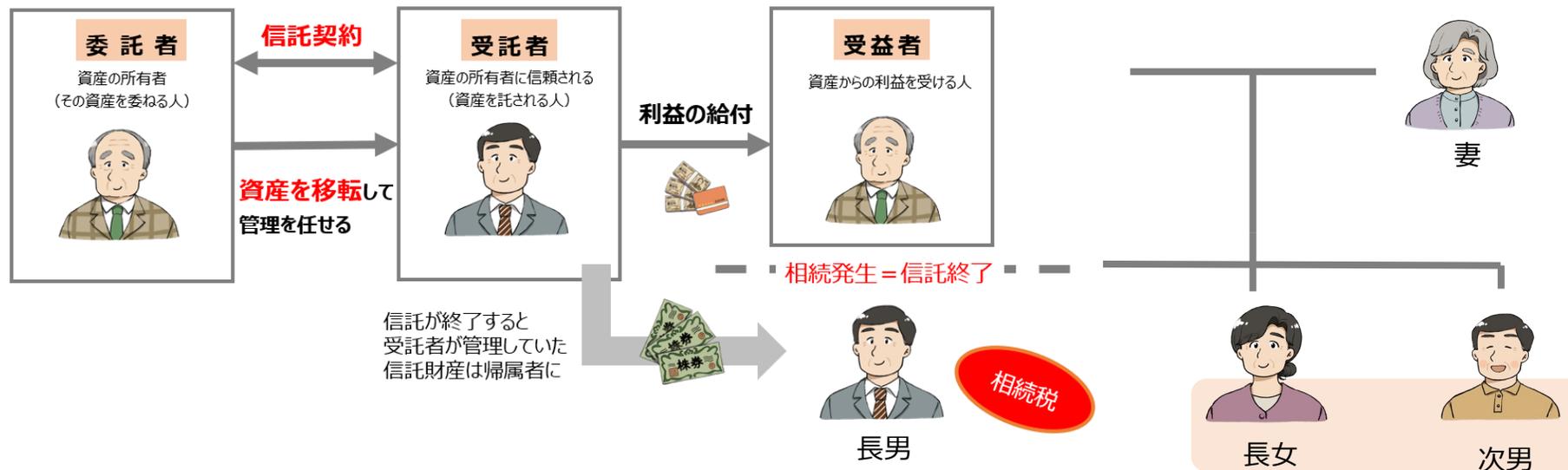
相続税の**納税資金の確保**と、
後継者以外の相続人の**遺留分対策**に、
まずは、**生命保険の契約状況の確認**
が必要です

保有資産に対する流動性資金の割合

中小企業オーナーの個人資産のバランスシート (B/S)



生命保険を活用した対策



① 納税資金準備

契：父（長男）
被：父
受：長男

★死亡保険金は**相続税の納税資金**へ

② 遺留分対策

契：父（長男）
被：父
受：長男

★死亡保険金は**代償交付金**として

③ 法人契約の活用

契：法人
被：社長（父）
受：法人

★**死亡退職金・弔慰金の受取人**
を**長男**とする

【注意！】
死亡退職金の受取りを後継者とする、周りへの認知と規程の整備等が必要

1. クライアントの事業承継計画を作成する
2. 事業承継計画における課題が明確になる
3. 課題解決に信託は活用できるのか、検討する

信託の利用ありきではない
課題によって**信託も使う**と考える

アドバイザーとして

①どの立場で、②どうサポートするのか？を明確にし、

信託の活用で

③どの課題が解決できるかを理解し、伝える

★事業承継計画における課題発見力

★信託を理解し活用する力（信託活用力）

信託の機能

1. 分ける機能
2. 継ぐ機能
3. まとめる機能

次回のお知らせ

第7回【信託の基礎と実践講座Ⅴ】

金融商品と信託

開催日：8月24日（火）16時～17時

（Zoomを利用して開催します）



『信託の羅針盤 | トラコム』HP

左のQRコードまたは
こちらのURL（<https://trcom2020.com>）よりお申込みいただけます

ご留意事項

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和3年7月15日